

武蔵村山市

事業系一般廃棄物等処理手数料の見直しについて

令和2年7月

協働推進部ごみ対策課

1 事業系一般廃棄物処理手数料の見直しの経緯

事業系一般廃棄物の処理手数料については、平成17年7月に改定以降、現行の金額に据え置いており、現在の廃棄物処理原価と乖離した状況となっている。このため、本市の一般廃棄物処理基本計画において、適正処理の推進の一環として「事業系ごみ処理手数料の適正化」を掲げており、更に第六次行政改革大綱においても「負担の適正化を図る観点から手数料の見直しに取り組む」としている。

また、本市から排出されるごみ（可燃・不燃・粗大）の中間処理は、小平市、東大和市を含めた3市で構成する小平・村山・大和衛生組合にて共同で行っているが、各市の処分手数料が異なっているため、構成3市において、手数料の統一に向けた検討を行っているところである。

さらに、平成27年の国連サミットにおいて全会一致で採択された「SDGs（エスディージーズ）」（持続可能な開発目標）では、17の国際目標を設定し、その目標達成のために「2030年までに廃棄物の発生を大幅に削減する」ことを掲げるなど、ごみの減量・発生抑制は、今や国際的にも大きな課題となっている。

これらの課題から「受益と負担の適正化」を再検証し、更なるごみの減量化を図るため必要な見直しを行うものである。

2 事業系一般廃棄物処理の概要

(1) 事業者の責務

事業活動に伴い、事務所、工場、店舗等から排出される事業系のごみや資源物については、事業者自らが適正に処理する「自己処理」が法律及び条例で義務付けられている。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）】

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

【武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（抜粋）】

- 第10条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
 - 3 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正にこれを処理しなければならない。
 - 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

(2) 事業系一般廃棄物の処理方法

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定める「産業廃棄物」以外の廃棄物については、次の方法により処理している。

なお、①については、1日平均10kg未満の廃棄物を排出する事業所のうち、②及び③の処理が困難であり市による収集を希望する事業所を対象としており、小規模事業所の支援・救済措置の観点から実施している。

- ① 市が指定する収集袋で排出をし、市が収集・処理をする。
- ② 市が許可する一般廃棄物収集運搬業者に処理を委託する。
- ③ 自ら市が指定する中間処理施設に運搬し、処理をする。

(3) 事業系一般廃棄物処理手数料

現行の事業系一般廃棄物処理手数料は次のとおりである。

※武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第45条別表抜粋

事業系一般廃棄物（し尿を除く。）及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物	(1) 指定収集袋を使用して排出するもの	1キログラムにつき40円を標準として指定収集袋の容量に応じて規則で定める額
	(2) 占有者等が市長の指定する処理施設に搬入するもの	1キログラムにつき25円

※武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則別表抜粋

指定収集袋の種別	枚数	手数料の額
大袋（45リットル相当）	10枚	2,500円
小袋（20リットル相当）	10枚	1,100円

(4) 多摩26市における事業系一般廃棄物処理手数料の比較

多摩26市における事業系一般廃棄物処理手数料のうち、収集運搬を除いた処分費のみで比較すると本市の単価は1kgあたり25円であり、26市の中では東大和市とともに2番目に低く、最も高い市と比べ18円、平均と比べても11円低い状況である。(別紙1参照)

(5) 事業系一般廃棄物排出量の推移

主に事業所が排出したごみを自ら、あるいは廃棄物処理業者に委託して小平・村山・大和衛生組合に持ち込む「持込ごみ(可燃ごみ)」の量は、平成22年度の1,731tから令和元年度には2,630tへと増加している。(別紙2参照)

(6) 中間処理・最終処分に関する課題

本市から排出されるごみ(可燃・不燃・粗大)の中間処理は、小平市、東大和市を含めた3市で構成する小平・村山・大和衛生組合にて共同で行っている。

小平・村山・大和衛生組合では、現在、施設の老朽化に伴う更新を順次進めているが、施設の建設時には、ごみの焼却処理が一部困難となることから、近隣の処理施設に支援を依頼する予定である。

また、(仮称)新ごみ焼却施設については、施設の周辺地域や環境に配慮するため、これまでの処理能力(360t/日)よりもコンパクトな規模(236t/日)を予定している。

広域支援時の支援先の住民の理解を得るためにも、また、施設更新後の処理能力に対応するためにも、更なるごみの減量が必要となっている。

さらに、小平・村山・大和衛生組合で中間処理を行った焼却灰は、東京たま広域資源循環組合(日の出町)に搬入している。なお、不燃残さについては、平成30年度から埋め立てを行わず、民間委託により再資源化を図っている。

本市の搬入量は、当組合と組織団体が定めた「廃棄物減容(量)化基本計画」の搬入配分量を上回っているため、超過金を課せられている状況である。ごみの最終処分を地域外に依存していることも考慮して、更なるごみ減量を推進し、搬入量を減量することが必要である。

3 事業系一般廃棄物処理手数料の見直しの基本的な考え方

(1) 改定の目的

次に掲げる目的の下、事業系一般廃棄物処理手数料の見直しを行う。

- ① 処理手数料の見直しによる経済的インセンティブ(動機付け)により循環資源の処理の優先順位(①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分)に

沿った行動を促す。

- ② 廃棄物処理原価との乖離の解消を図り、受益者負担の適正化を推進することにより排出者責任の自覚を促し、更なるごみの減量化を促進する。

(2) 処理手数料設定の考え方

新たな処理手数料については、次のことを踏まえて設定する。

① 中間処理及び最終処分に係る廃棄物処理原価相当額とする

環境省が示す「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、「事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。そのため、市町村においても、廃棄物処理に係る原価相当の料金を徴収する事が望ましい。」としている。このため、収集運搬を除く処理原価を基本として算定することとする。

② 食品リサイクルを始めとする再生利用処理を促進する料金設定とする

法律及び条例により「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努める。」とされている。しかしながら、現行の処理手数料がリサイクル処理を委託する料金よりも安価であることから、排出抑制やリサイクル促進へのインセンティブが働かない状況である。このため、食品リサイクル等の民間処理の価格を考慮した料金設定が必要である。

③ 処分に係る手数料は、小平・村山・大和衛生組合組織市で統一する

本市から排出されるごみの中間処理は、東大和市、小平市を含めた3市で構成する小平・村山・大和衛生組合にて共同で行っているが、処分に係る手数料の統一がなされていない。中間処理施設では、構成市ごとに異なる処理を行っておらず、各市の中間処理及び最終処分に係る経費の積算基礎に差異はないことから、構成3市において、将来的に手数料の統一化を図るべきである。

④ 周辺自治体手数料とのバランスを考慮する

一般廃棄物収集運搬許可業者による収集については、本市のほかに複数の自治体の事業者と契約を結んでいるケースが少なくない。このため、手数料が安価な自治体に他自治体の廃棄物が流入する恐れがあることから周辺自治体手数料とのバランスを考慮する必要がある。

(3) 廃棄物処理原価の算定基礎

廃棄物処理原価の算定にあたっては、中間処理及び最終処分に係る経費のうち次の経費を本市及び小平市、東大和市の搬入量で除して算出することとする。

① 小平・村山・大和衛生組合における構成3市の負担金の合計額

② 東京たま広域資源循環組合における構成3市の負担金の合計額

(4) 改定の対象範囲

廃棄物の減量及び手数料の適正化は必要であるが、多量排出事業者のごみの発生抑制を推進すること及び他自治体からの流入防止を重点課題とするとともに、家庭ごみの有料化の導入を考慮し、今回の改定の対象を次のとおりとし、その他の廃棄物手数料については、現行の料金を据え置くものとする。

【改定対象】

- ・事業系廃棄物のうち、占有者等が市長の指定する処理施設に搬入するもの

【改定対象外】

- ・家庭廃棄物
- ・事業系廃棄物のうち、指定収集袋を使用して排出するもの
- ・粗大ごみ
- ・動物の死体
- ・し尿

(5) 改定処理手数料の適用時期

改定処理手数料の適用時期については、令和3年度とする。

(6) 処理手数料の定期的な見直し

適正な処理手数料を維持するため、処理手数料の見直しは原則4年の周期で行うこととするが、見直しの際、新たに算出した手数料との乖離が10%以上生じた場合に原則として改定することとする。

また、手数料については、消費税の課税対象であるため、消費税の改定があった際には、原則、見直すものとする。

事業系ごみ持ち込み手数料

令和2年4月1日現在

	市町村名	手数料(円)		一部事務組合
		可燃ごみ	その他	
1	八王子市	35円/kg		多摩ニュータウン衛生組合
2	立川市	40円/kg	剪定枝20/kg	
3	武蔵野市	40円/kg		
4	三鷹市	35円/kg		ふじみ衛生組合
5	青梅市	30円/kg		西多摩衛生組合
6	府中市	42円/kg		多摩川衛生組合
7	昭島市	30円/kg		
8	調布市	35円/kg		ふじみ衛生組合
9	町田市	35円/kg		多摩ニュータウン衛生組合
10	小金井市	42円/kg	不燃36円/kg	浅川清流環境組合
11	小平市	24円/kg		小村大衛生組合
12	日野市	42円/kg		浅川清流環境組合
13	東村山市	35円/kg		
14	国分寺市	42円/kg		浅川清流環境組合
15	国立市	42円/kg		多摩川衛生組合
16	福生市	30円/kg		西多摩衛生組合
17	狛江市	42円/kg		多摩川衛生組合
18	東大和市	25円/kg		小村大衛生組合
19	清瀬市	38円/kg		柳泉園組合
20	東久留米市	38円/kg		柳泉園組合
21	武蔵村山市	25円/kg		小村大衛生組合
22	多摩市	35円/kg		多摩ニュータウン衛生組合
23	稲城市	43円/kg		多摩川衛生組合
24	羽村市	30円/kg		西多摩衛生組合
25	あきる野市	40円/kg		西秋川衛生組合
26	西東京市	38円/kg		柳泉園組合
26市平均		35.89円/kg		

燃やせるごみ量(持込のみ)推移10年分

	燃やせるごみ量 (持込)(t)
平成22年度	1,731
平成23年度	1,967
平成24年度	2,326
平成25年度	2,359
平成26年度	2,245
平成27年度	2,301
平成28年度	2,244
平成29年度	2,313
平成30年度	2,306
令和元年度	2,630

